

議案第 7 2 号

海老名市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

海老名市公共下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

新たに公共下水道事業を設置したいため

海老名市公共下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）の規定に基づき、海老名市公共下水道事業（以下「公共下水道事業」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共下水道事業の設置)

第2条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び政令第1条第2項の規定により、公共下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければならない。

2 公共下水道事業の経営規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域の面積は、1,938.13ヘクタールとする。

(2) 排水人口は、13万2,300人とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、公共下水道事業の出納その他の会計

事務のうち、次に掲げるものは、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の管理に関する事務

(3) 支出負担行為の確認に関する事務

(議会の議決を要する事件)

第7条 公共下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

(2) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(3) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月31日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を4月30日までに作成しなければならない。

2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、10月31日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、4月30日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らか

にしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするため
に市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により第1項に定める期日までに同項の書類を作成
することができなかった場合は、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなけれ
ばならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(海老名市下水道事業特別会計条例の廃止)

2 海老名市下水道事業特別会計条例（昭和48年条例第10号）は廃止する。